

小田原市電力の調達に係る環境配慮要領

(目的)

第1 この要領は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、小田原市環境配慮契約推進方針に基づき、小田原市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定め、もって市における環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「環境に配慮した電力調達」とは、市が行う電力を調達するための契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。）の電力供給事業における環境への配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力調達をいう。

(対象機関)

第3 この要領は、市の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4 この要領における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギー活用状況
- ウ 再生可能エネルギー導入状況

(2) 加点項目

- ア 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価基準)

第5 この要領における評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 第4の環境評価項目について、別に定める「小田原市環境に配慮した電力調達契約評価基準」（以下「評価基準」という。）により算定した評価点の合計が70点以上であること。
- (2) 「電力の小売営業に関する指針」（経済産業省 平成28年制定）に示されている電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて、電源構成

及び二酸化炭素排出係数について情報の開示を行っていること。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等を開示していない者は、事業開始から1年間に限って開示予定時期（事業開始から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

（評価項目報告書の提出）

第6 市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4の環境配慮項目について別表に定める評価基準により評価点を算定し、評価点等を小田原市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（別記様式）に記載し、市が指定した期間内に市長に提出するものとする。

（要領の見直し）

第7 この要領は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達契約の推進に資するよう、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

（庶務）

第8 この要領に関する庶務は、環境部環境政策課において処理する。

（委任）

第9 この要領に定めるもののほか、入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、環境政策課長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（小田原市電力の調達に係る環境配慮方針の廃止）

2 小田原市電力の調達に係る環境配慮方針（平成27年8月14日制定）は、廃止する。

別表（第 5、第 6 関係）

小田原市環境に配慮した電力調達契約評価基準（案）

基本項目	区分	評価点
① 前年度 1kWh 当たりの調整後 二酸化炭素排出係数 ※1 (単位 : kg - CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
	0.690 以上	0
② 前年度の未利用エネルギー 活用状況 ※2	活用している	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー 導入状況 ※3-1、3-2	7.50 %以上	25
	5.00 %以上 7.50 %未満	20
	0 %超 5.00 %未満	15
	活用していない	0
上記①～③の合計	—	100

加点項目	区分	配点
④ 需要家への省エネルギー・ 節電に関する情報提供の取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

【備考】

①から③までの評価点の合計が 70 点以上であり、かつ、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。ただし、①から③までの評価点の合計が 70 点に満たない場合、①から③までの評価点に④の評価点を加えた合計が 70 点以上であること。

※1 「前年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数」とは、前年度の電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の電気事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数）をいう。公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証、公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※2 「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入にかかわる活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用部分を除く。）をいう。

(1) 工場等の廃熱または排圧

(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

(3) 高炉ガス又は副生ガス

※3-1 「前年度の再生可能エネルギー導入状況」とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値（単位はすべて kWh）をいう。

①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）

②前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を除く。）

③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認定制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（ただし、評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（ただし、評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（（ただし、評価項目報告書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑥前年度の供給電力量（需要端）

（算定方式）

$$\text{前年度の再生可能エネルギー導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (⑥) (kWh)}} \times 100$$

(1) 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（①～⑤）には他電気事業者への販売分は含まない。

(2) 前年度の供給電力量（⑥）には他電気事業者への販売分は含まない。

※3-2 「再生可能エネルギー」とは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※4 「需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組」については、個別の需要家に対する省エネルギー・節電に対する効果的な情報提供の取組について、需要家の省エネルギー促進の観点から評価する。

（具体的な評価内容）

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）

（例：需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと等）

- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入等）

（例：電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等）

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

（注）4月1日から12月31日までの間に執行する電力調達契約の入札の場合にあつては、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。

別記様式（第 6 関係）

年 月 日

小田原市長 様

所在地
 名 称
 代表者名

小田原市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

小田原市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、小田原市環境に配慮した電力調達契約評価基準により算定した評価点等について、次のとおり報告します。
 なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

基本項目	数値等	評価点	提出資料
前年度の 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 （単位：kg-CO ₂ /kWh）			
前年度の未利用エネルギー活用状況	有 ・ 無		根拠となる書類
前年度の再生可能エネルギー導入状況（単位：%）			算出根拠となる書類
合計			

基本項目	取組	評価点	提出資料
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	有 ・ 無		取組内容が確認できる資料等

基本項目及び加点項目	評価点合計
基本項目及び加点項目の合計	

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

ホームページ ・ パンフレット ・ チラシ ・ その他（ ）
ホームページ URL :

（注）

- 1 「数値等」及び「評価点」には、別表により算出した値を記載すること。
- 2 数値の算出や取組の有無の根拠となる書類を添付すること。
- 3 別記様式の提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、この様式中「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。